

検査関係業務について

独立行政法人
自動車技術総合機構
近畿検査部

事故防止のお願いについて

事故防止のお願いについて

受検者の
皆様へ

車両の挙動に
注意をお願いいたします

【事故事例】

後退した車両と、後ろで待機していた車両の間に

人が挟まれた。



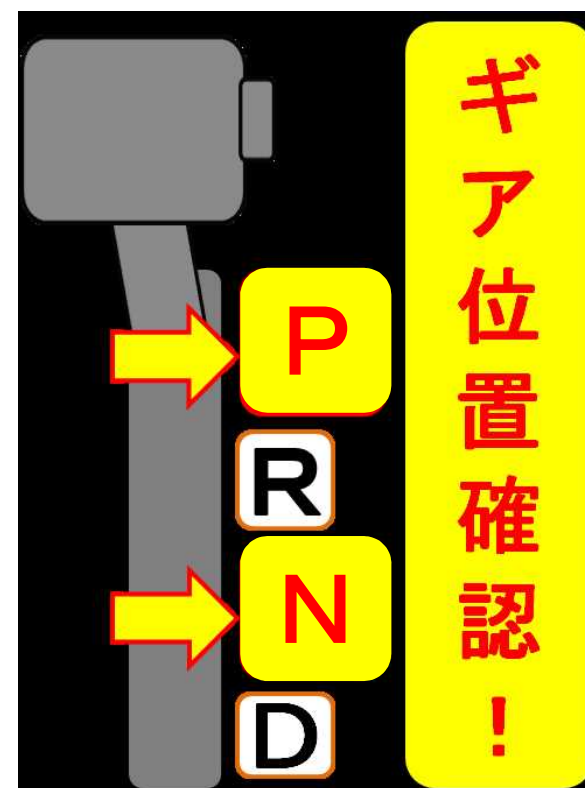
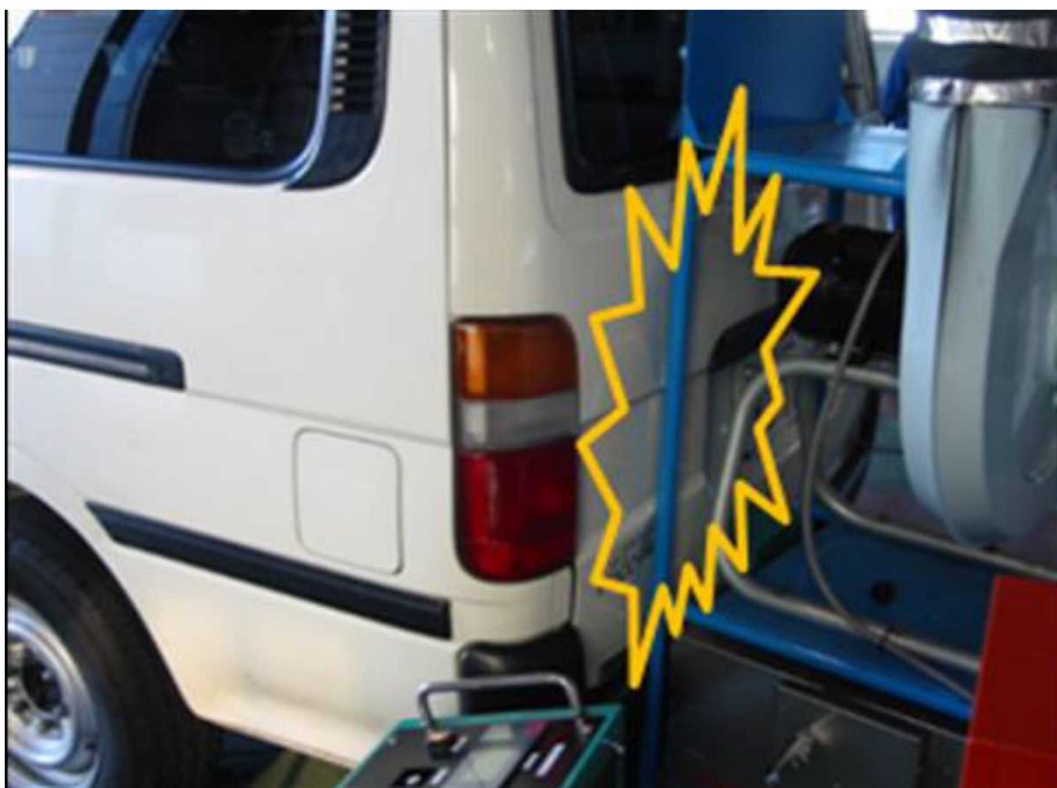
P200

事故防止のお願いについて



事故防止のお願いについて

降車時はシフトレバーを
『P』又は『N』の位置に !!



事故防止のお願いについて

ペダル操作は落ち着いて確実に!!



最近改正された基準等について

審査時における車両状態の明確化

■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

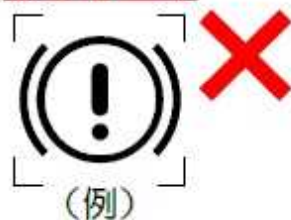
① 前方のエアバッグ



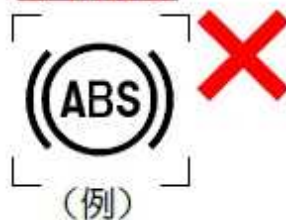
② 側方のエアバッグ



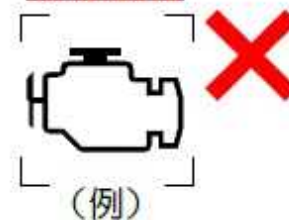
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等について、新規検査又は予備検査※1（以下「新規検査等」という。）を行う場合の提出書面の要件が規定されました。

※1 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。

改正概要(背景)

1. 新規検査等の審査の課題

- ・ 新規検査及び予備検査(以下「新規検査等」という。)の審査の際に必要な書面(保安基準に適合するものであることを証する書面等)については、審査事務規程において統一的に示されていないため、各検査部・各事務所において取扱いにバラつきが生じている。申請者の利便性及び審査の公平性の観点から、提出書面について明確にする必要がある。
- ・ 新規検査等の審査においては、多種多様な自動車について、限られた現車審査時間の中で提出書面の確認及び現車の審査を行っている。年々保安基準が高度化・複雑化している現状において、基準の適合性について詳細な確認を必要とするような受検車両への対応が難しくなっており、書面審査の活用等により、限られた現車審査時間を維持しつつ確実な審査を実施する必要がある。
- ・ 自動車技術総合機構(以下、「当機構」という。)神奈川事務所において生じた不適切事案に関し、当機構と利害関係のない第三者委員会を設置し、事実の解明、原因分析及び再発防止策の提言を求めていたところであり、平成28年9月5日に最終調査報告書の提出を受けた。その中でも、ルールの不明確性や全国統一的な対応の欠如、現車審査時の検査官の負担等が問題点として指摘されており、当機構としてこれらの事項について改善を図ることが求められている。

2. 共通構造部型式指定制度創設に伴う新規検査等に係る審査方法の確立

- ・ 「新型自動車届出制度」から新たに創設された法第75条の2「共通構造部(多仕様自動車)型式指定制度」へ移行されることに伴う新規検査等に係る新たな審査方法について、適切な運用を図り、確実、かつ、認証審査との重複を排除し効率的な審査を確立するための制度づくりが必要となっている。

改正概要(概要)

(1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面※の提出を求めるとします。

【※ 提出書面の一部様式は、機構HP (<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>)によりダウンロードが可能。】

(2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準(技術基準に限る。)の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

(同一構造の複数台数審査)

申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することを可能とします。

(3) 新規検査等における一部審査方法の変更(共通構造部型式指定自動車等)

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

改正概要(スケジュール)

本改正の施行は、以下の日程以降に新規検査等を行う指定自動車等※が該当します。

(※ 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された二輪車を除く。)

- ① 平成28年11月1日以降の新規検査等より適用
 - 共通構造部型式指定自動車

- ② 平成29年5月1日以降の新規検査等より適用
 - 型式指定自動車
 - 新型届出自動車
 - 輸入自動車特別取扱自動車

【参考】試作自動車、組立自動車及び並行輸入自動車は除外となっています。

検査実施及び秩序維持のための遵守事項 について

当機構敷地等における検査実施、及び
秩序維持のための遵守事項を明確化し、
平成29年4月より運用します。

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

道路運送車両の保安基準の細目を定める
告示(平成14年国土交通省告示第619号)
の一部改正

- ①回転部分の突出禁止規定の見直し
- ②排気管の開口方向要件の廃止

平成29年6月22日以降適用

P148

回転部分の突出禁止規定 の改正について

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

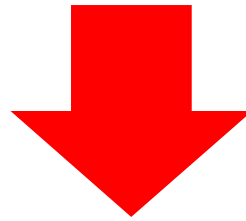
自動車^①が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

排気管の開口方向要件の廃止 について

従前規定

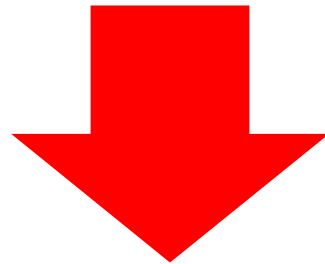
排気管は、左向き又は右向きに開口
していないこと。



開口方向に係る基準を廃止

外部突起に係る基準について

平成29年4月1日から、「乗車定員10人未満の乗用車について、「外部突起の曲率半径2.5mm要件」が適用予定であった。



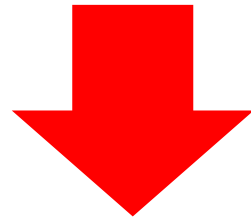
継続検査時にはこれまで通りの取り扱いとなります。

P149

架装等により車両重量が増加した 乗用自動車等の審査について

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為により、車両総重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化。

受検車両の車両総重量が、諸元表等に
記載された車両総重量の1.1倍を超え
る場合。



関連する技術基準への適合性確認が必要
(例 制動装置の技術基準)

直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、基準の明確化されました。



P169

直前直左鏡

- ・平成17年1月以降の型式指定自動車等
- ・平成19年1月以降に製作された自動車

例①

平成18年1月に型式の指定を新たに受けた、平成18年5月製作の自動車の場合は基準は適用される。

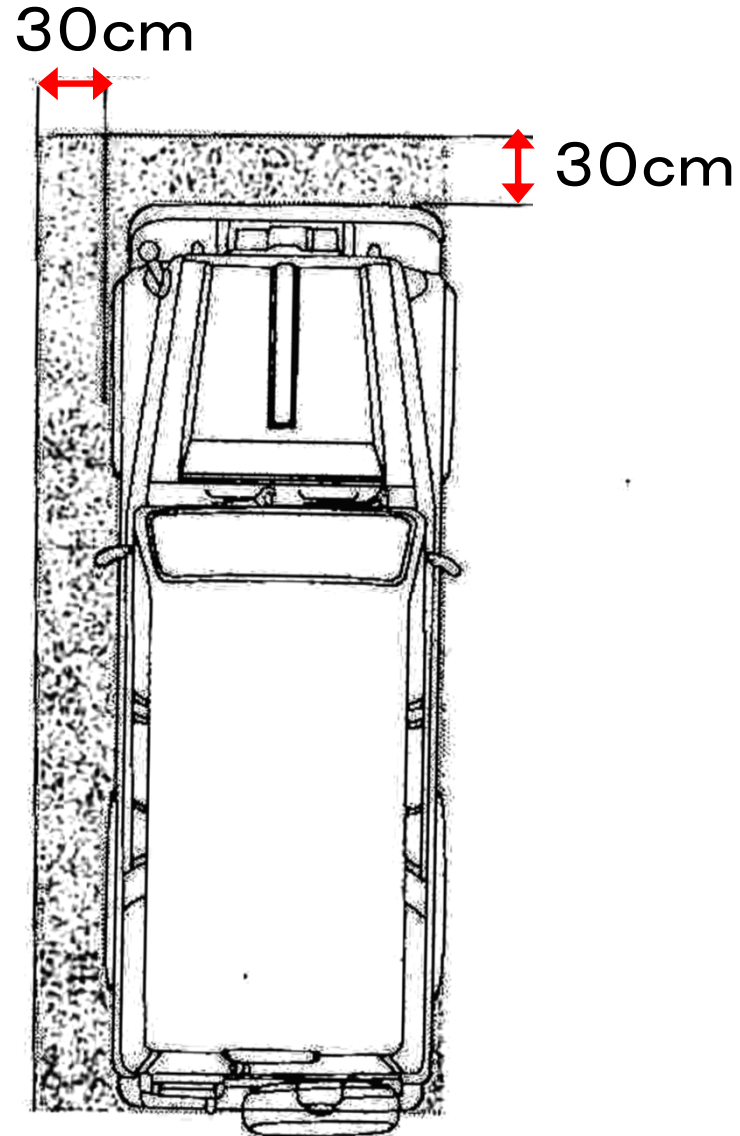
例②

平成16年1月に型式の指定を新たに受けた、平成18年5月製作の自動車の場合は基準は適用されない。

直前直左鏡

自動車の右図の範囲における直前直左付近の高さ1m、直径30cmの円柱の一部を、運転者席から鏡その他の装置によって確認できること。

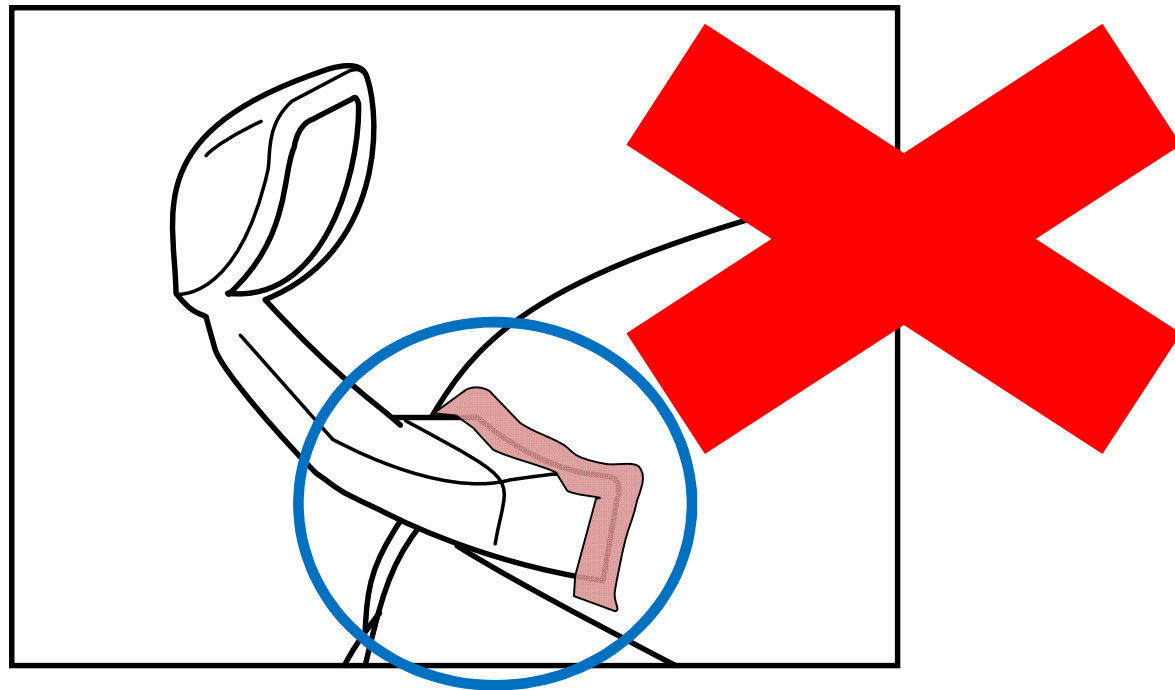
※直接確認出来ればよい



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く)、ロープ類又は針金類により取付けられているもの



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

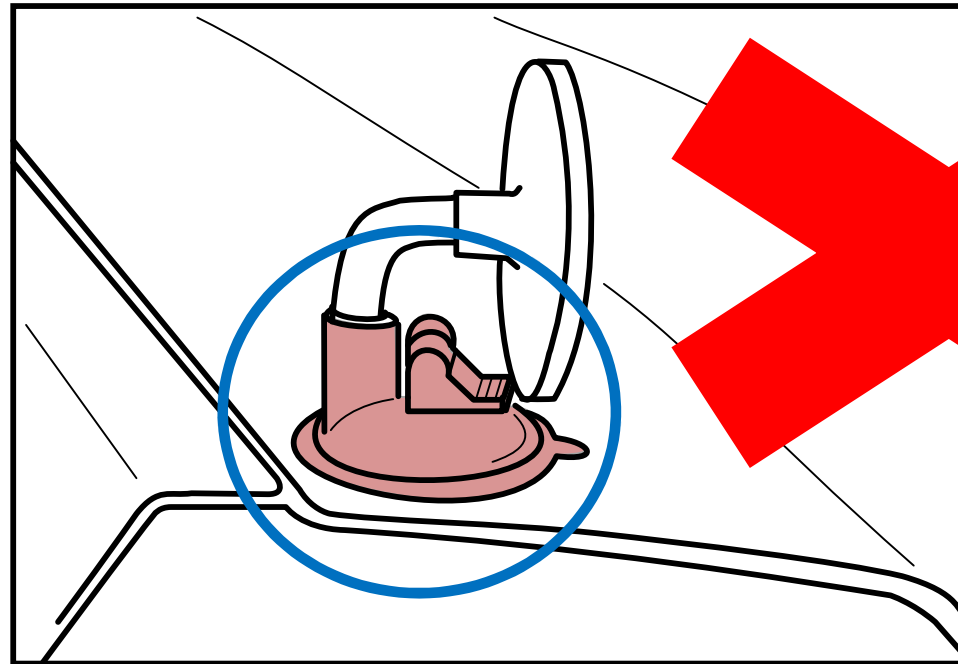
挟み込み又は差込による取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの

扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

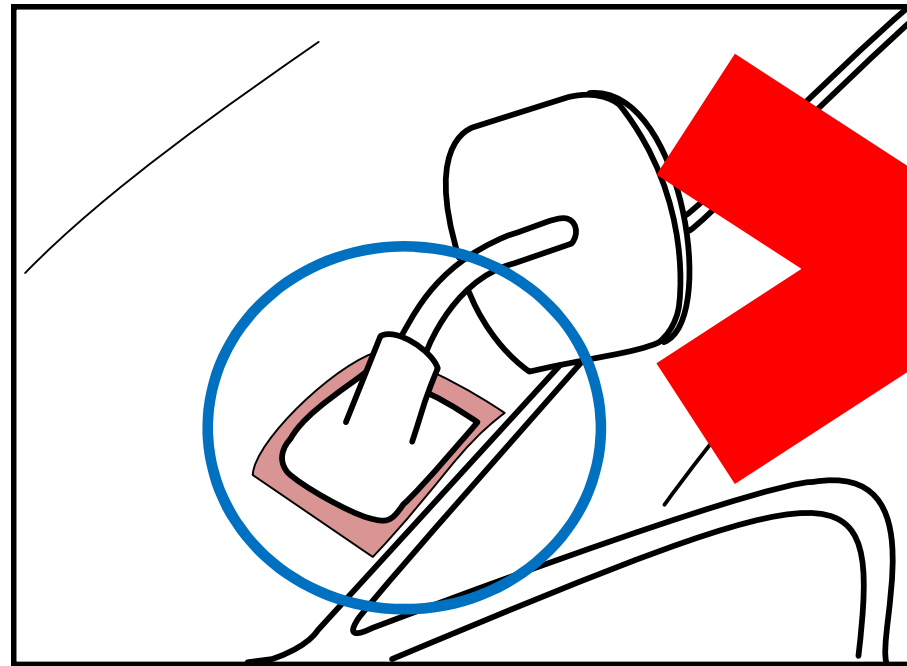
取付部が吸盤状であることが外観上に明らかなもの



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

貼付けされたシート等の上に接着固定等されているもの



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

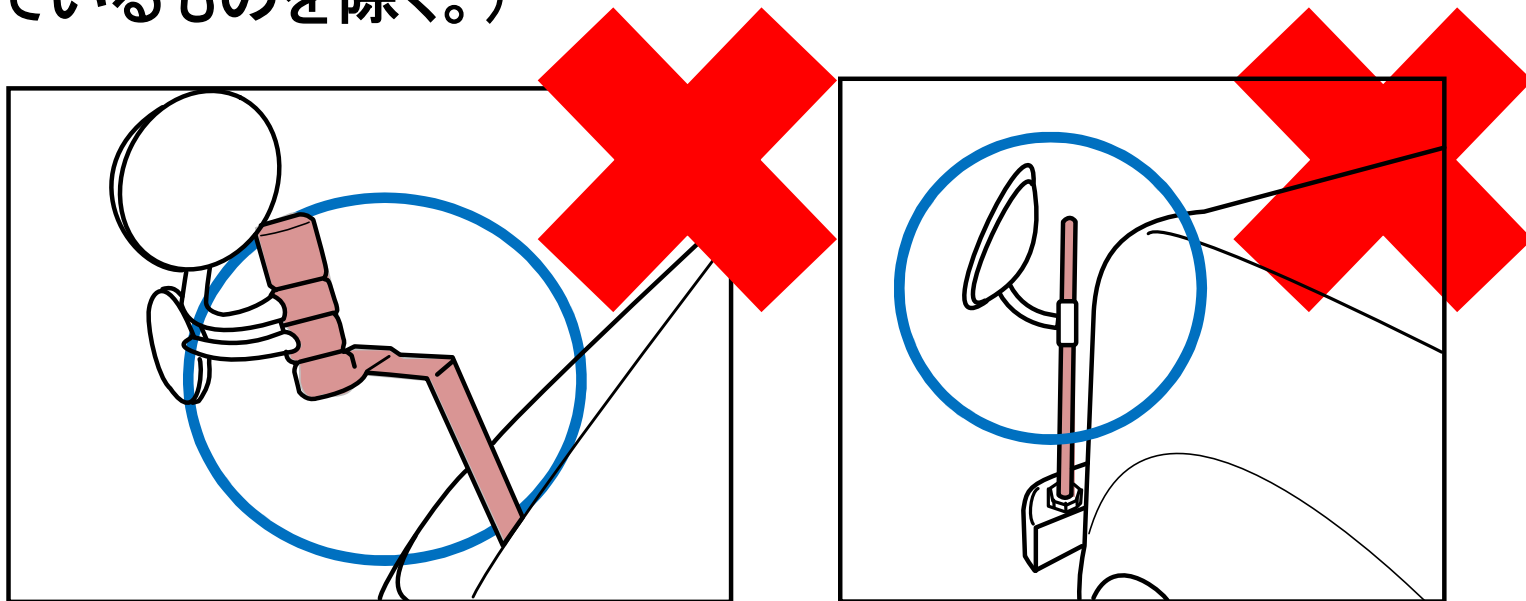
手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの

当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

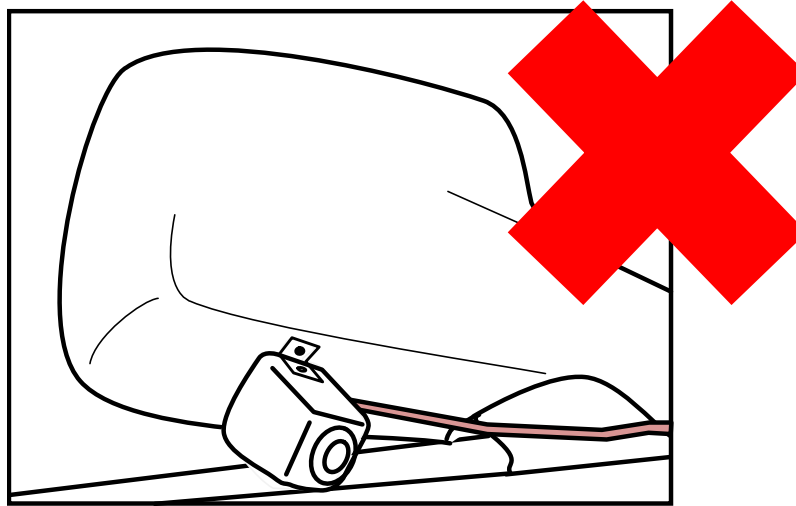
延長器具を介して取付けられているもの(溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(乗合自動車及びこれに類する形状の自動車、キャブと荷台が分離した自動車限る)に取付けられているものを除く。)



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合しないものの例

カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。

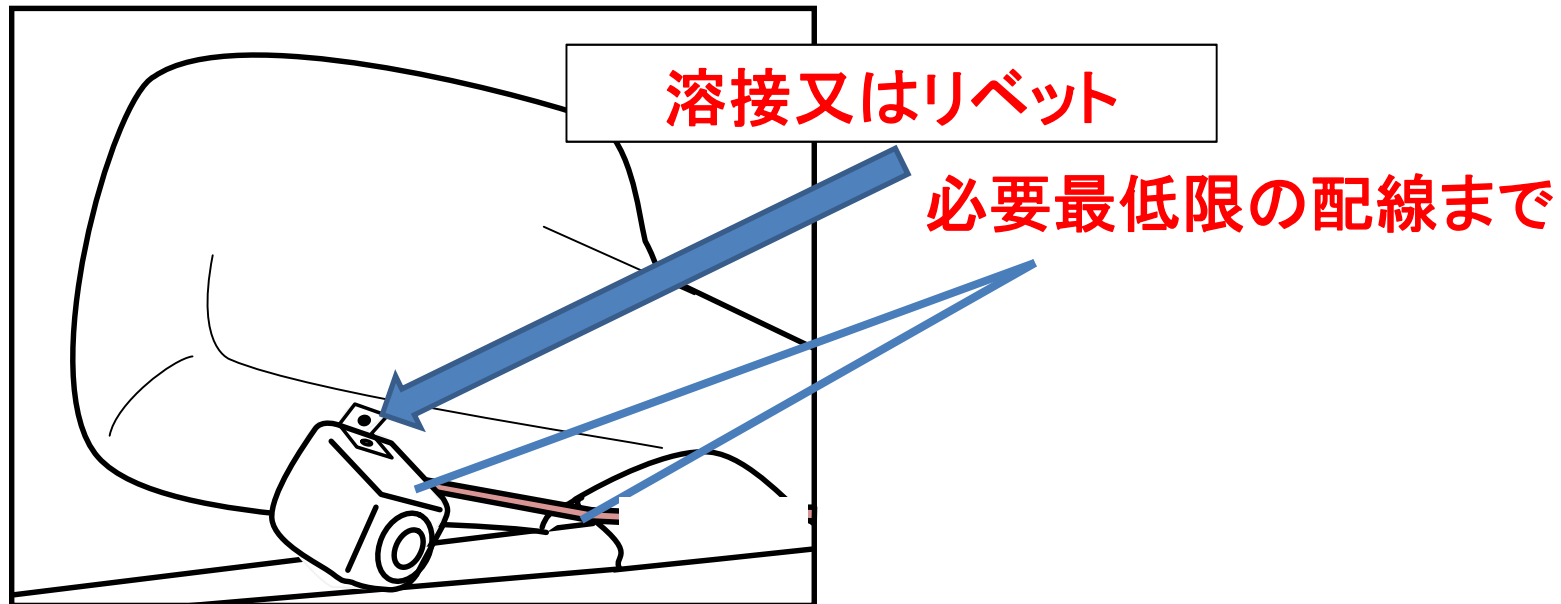


ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車にあっては、次に掲げる配線部分はこの例に該当しないものとする。

直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合する例

溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが
明らかかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための
必要最小限の配線部分



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合する例

ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかかなカメラにあっては、(ア)(イ)に掲げるもの

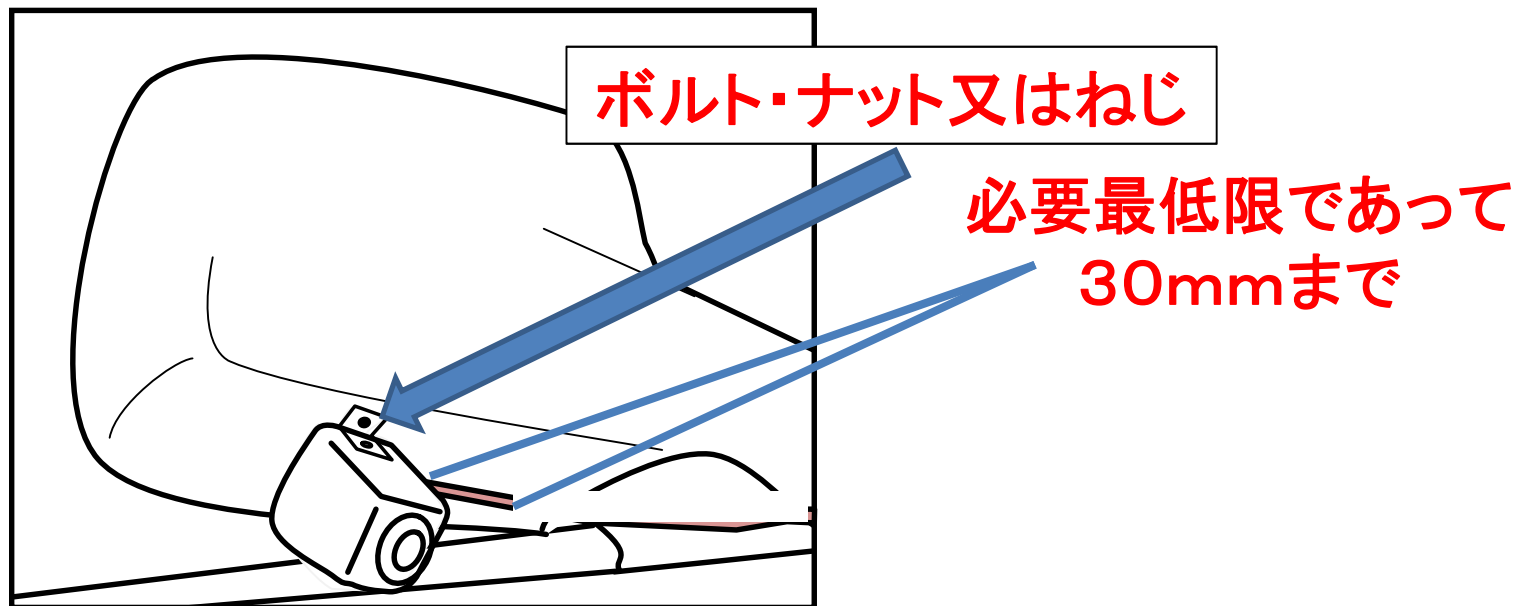
(ア)当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分

(イ)バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分

直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

保安基準に適合する例

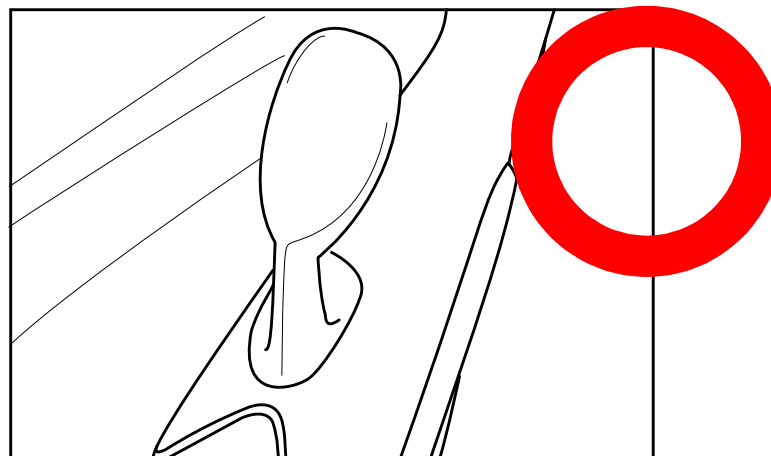
(ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のもので
あって長さが30mm未満の配線部分



直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

平成29年1月1日以降製作車

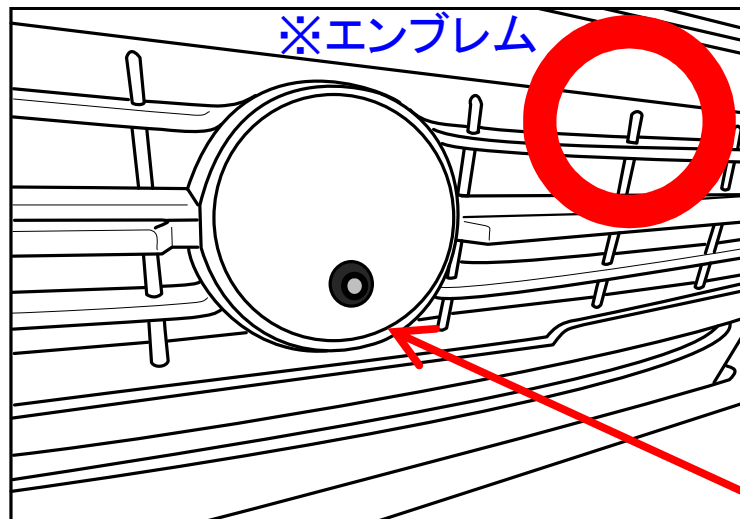
- ・鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじによりバンパーを除く自動車の外側表面上に直接取り付けられていること。
- ・取付部付近の自動車の最外側より突出していないこと。



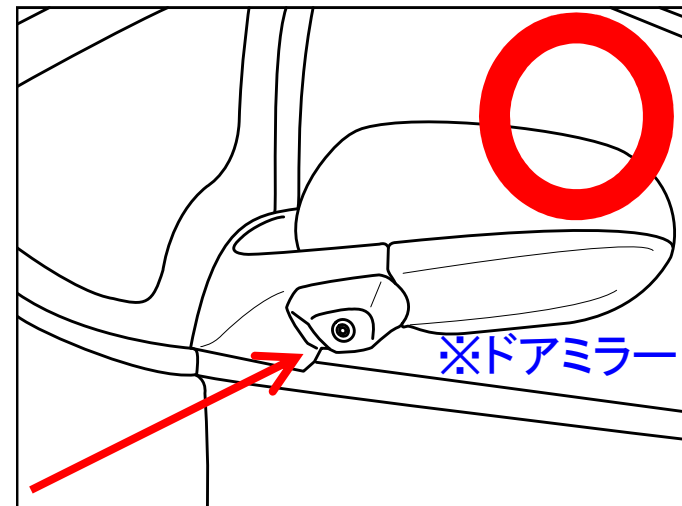
直前直左(右)鏡及びカメラ等の 取付け方法の明確化について

平成29年1月1日以降製作車

- ・カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造



カメラ



※ドアミラー

不適切な補修について

装置又は部品の取付

- ・挟み込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取り付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く）
- ・扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

不適切な補修について

装置又は部品の取付

・灯火器（前照灯や方向指示器等備え付けが必要な灯火に限る）の配線（配線の周囲の保護部材を含む）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火にあっては当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く）

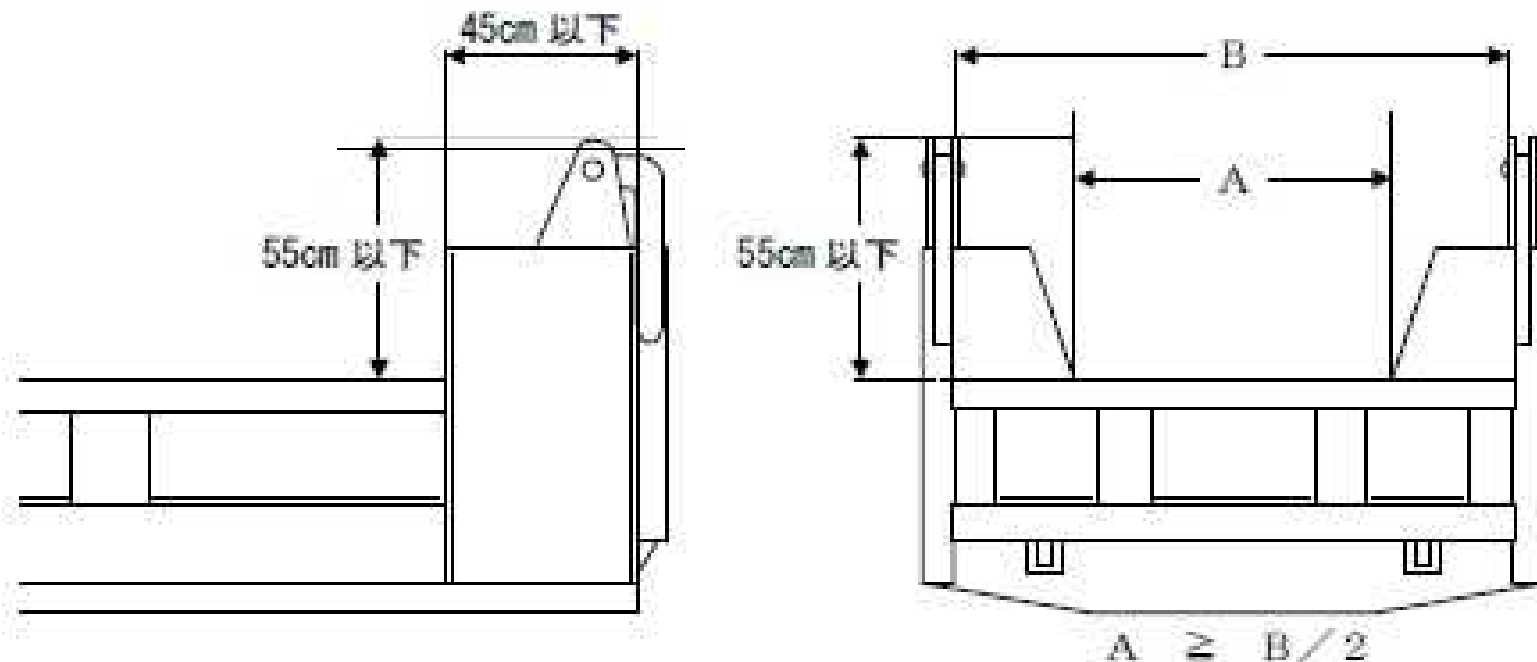
車体又は装置への表示

・マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（スクールバスの表示は除く）

ダンプ車の構造要件について

ダンプ車の荷台について、新たに以下の基準が設けられました

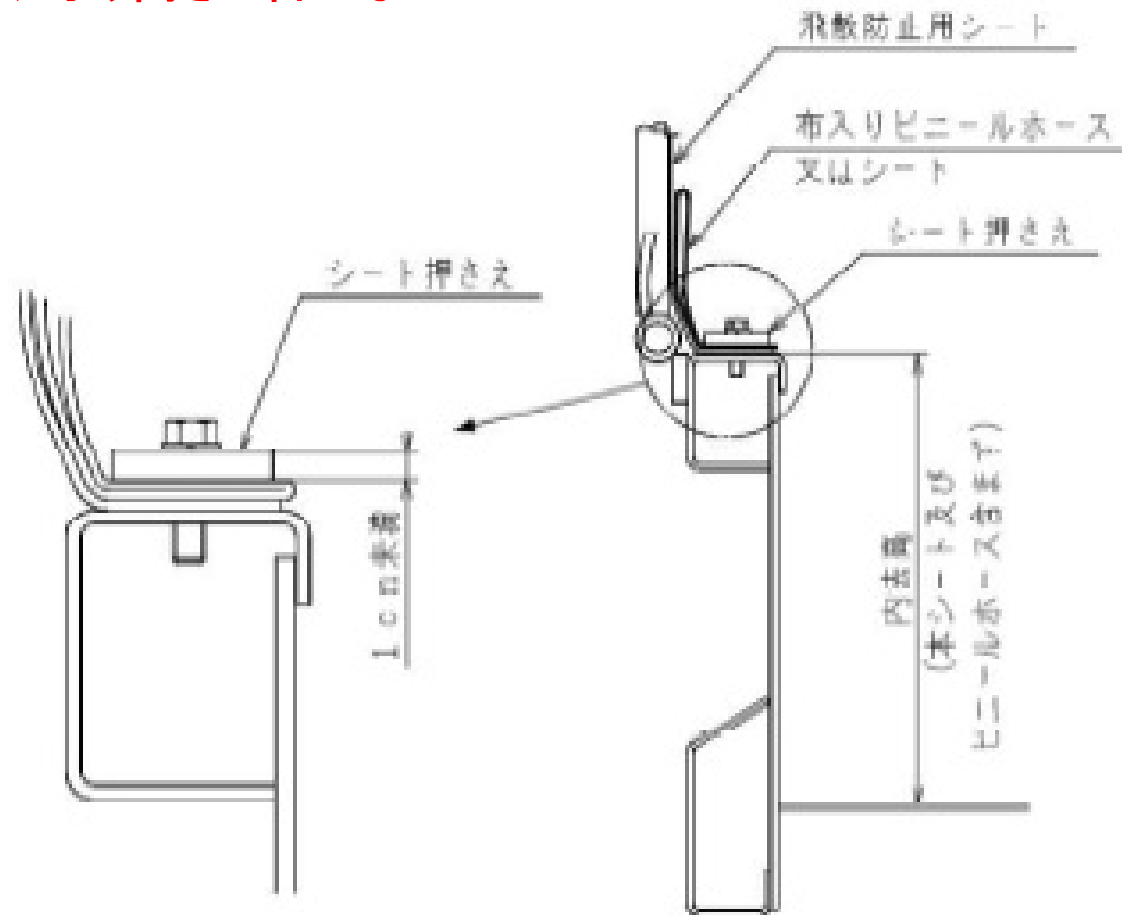
ダムの幅については、荷台後方から前方に向かって45cm以下
ダムの高さについては、アオリ上面から55cm以下
後アオリのダムの間隔は、後アオリの幅の1/2以上



P155~

ダンプ車の構造要件について

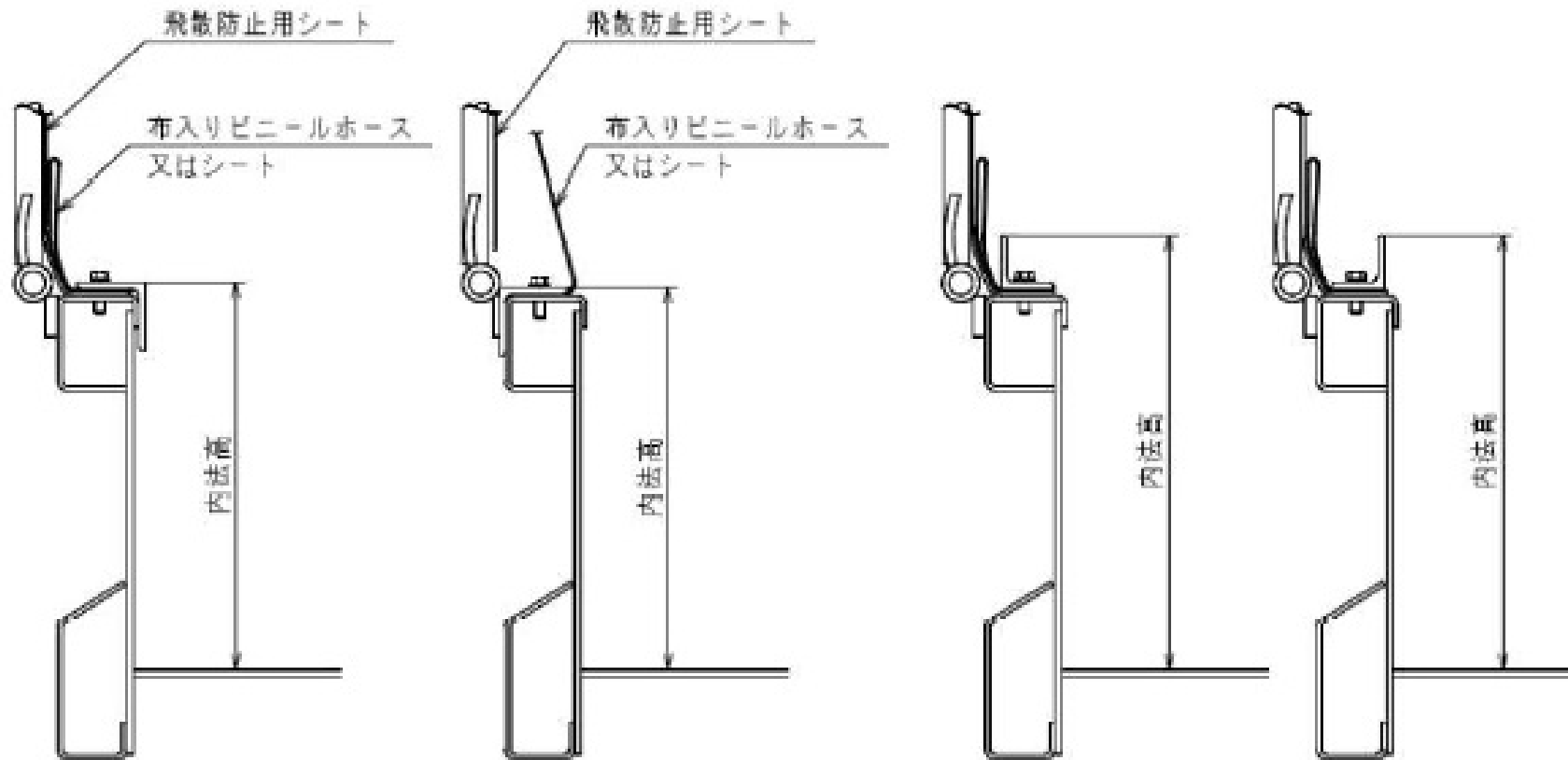
シート押さえについては、**帯鉄状で厚さ1cm**
未満の場合はアオリ高さに含めない



P156

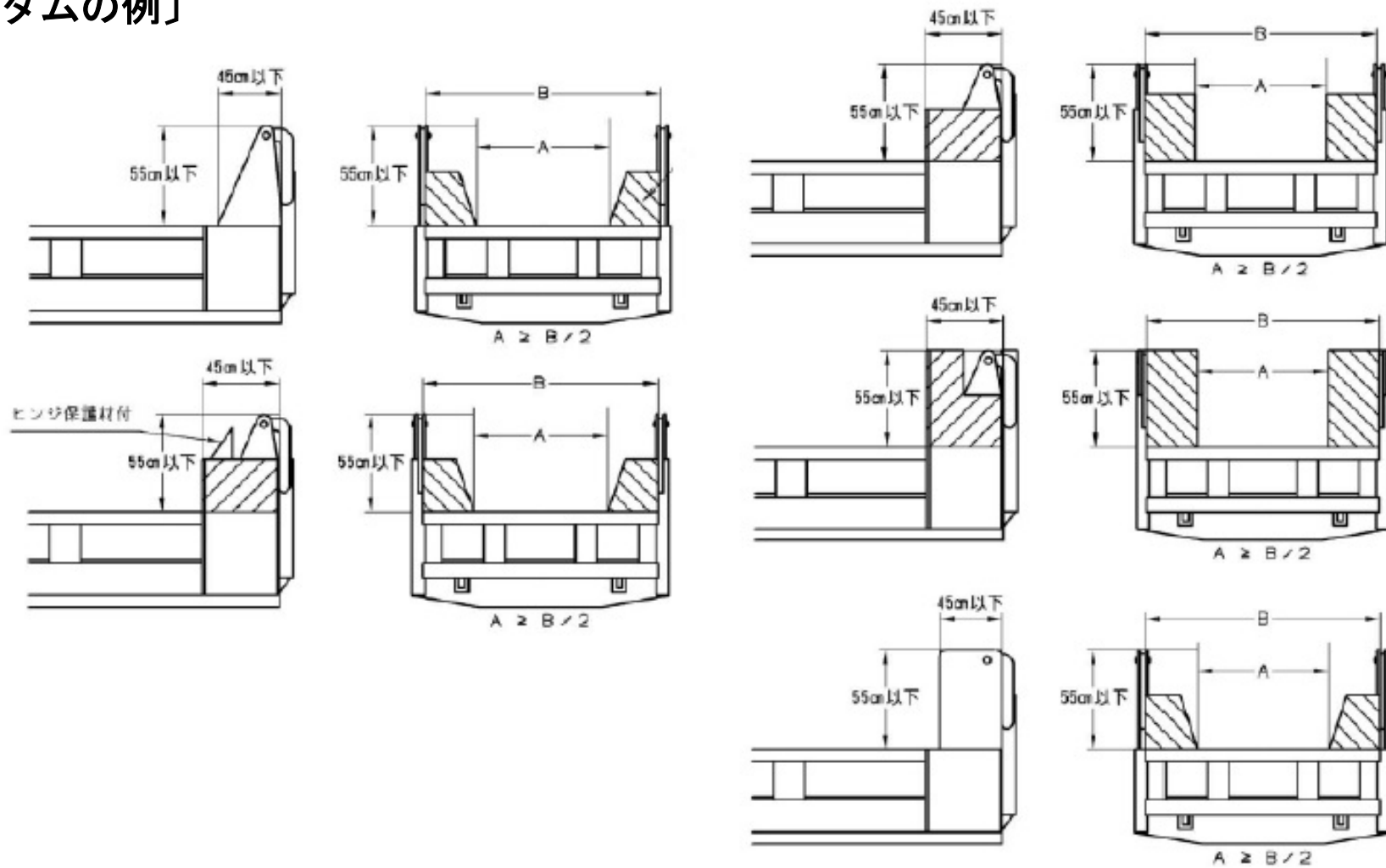
ダンプ車の構造要件について

〔シート押さえが、L型鋼の場合のアオリ高さの例〕



ダンプ車の構造要件について

〔ダムの例〕

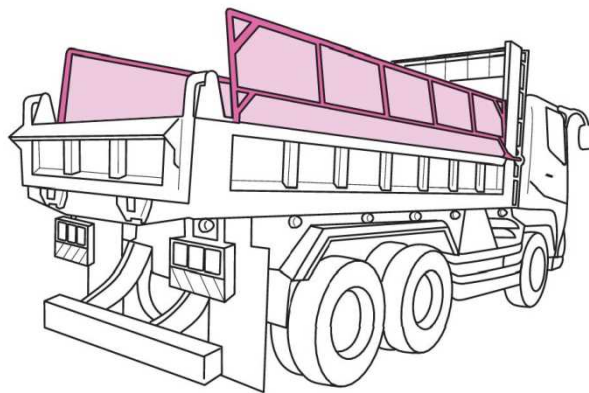


P157

ダンプ車に備える 積載物の飛散を防止するための 装置について

専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定しました。

当該規定については、平成29年4月以降に製作された自動車に装着するものから適用しますので、お知らせします。



P150

【要件の概要】

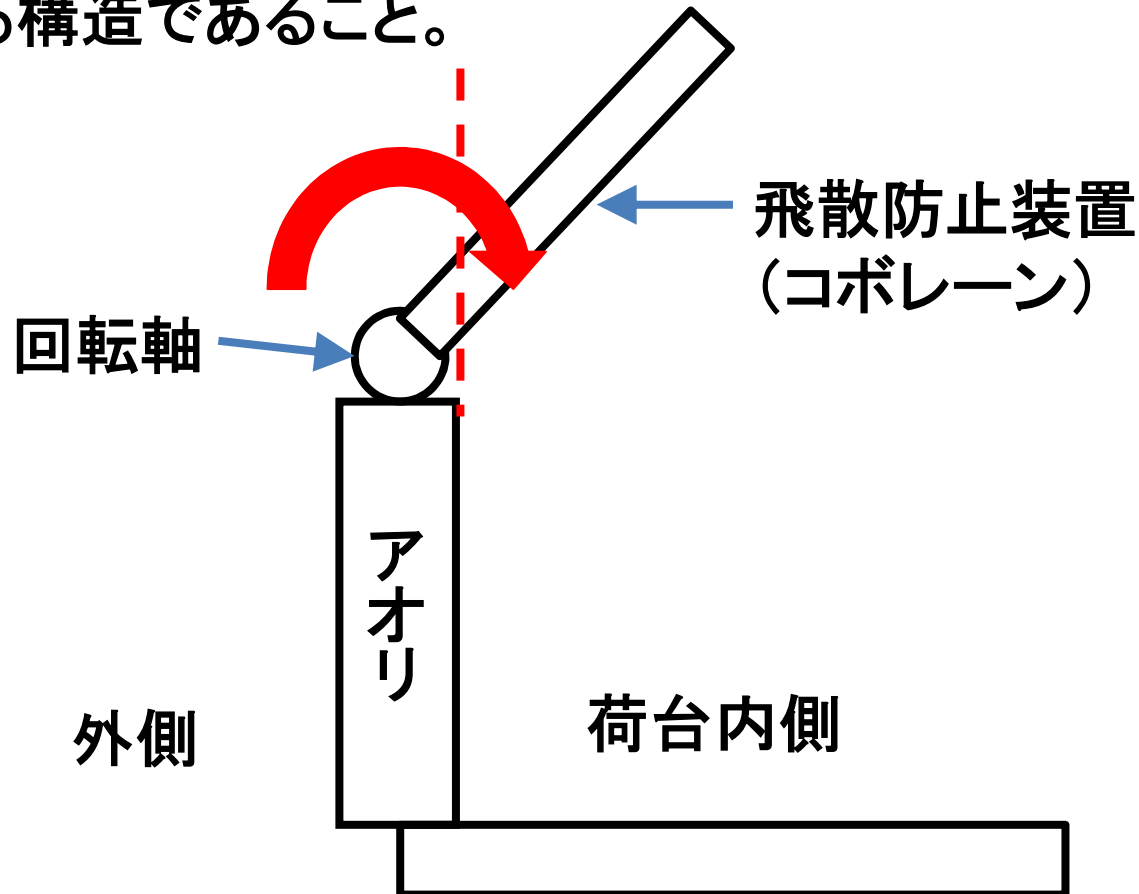
- (1) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。
- (2) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。
- (3) 煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。
- (4) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
- (5) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。※詳細は審査事務規程参照のこと

※ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにおいては、(1) から (3) までの要件を満足するものであればよい。

ダンプ車の構造要件について

平成29年4月1日以降の製作車に適用

飛散防止装置は、アオリ上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸をアオリ上方に備えたものであり、当該回転軸を中心にアオリ上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。

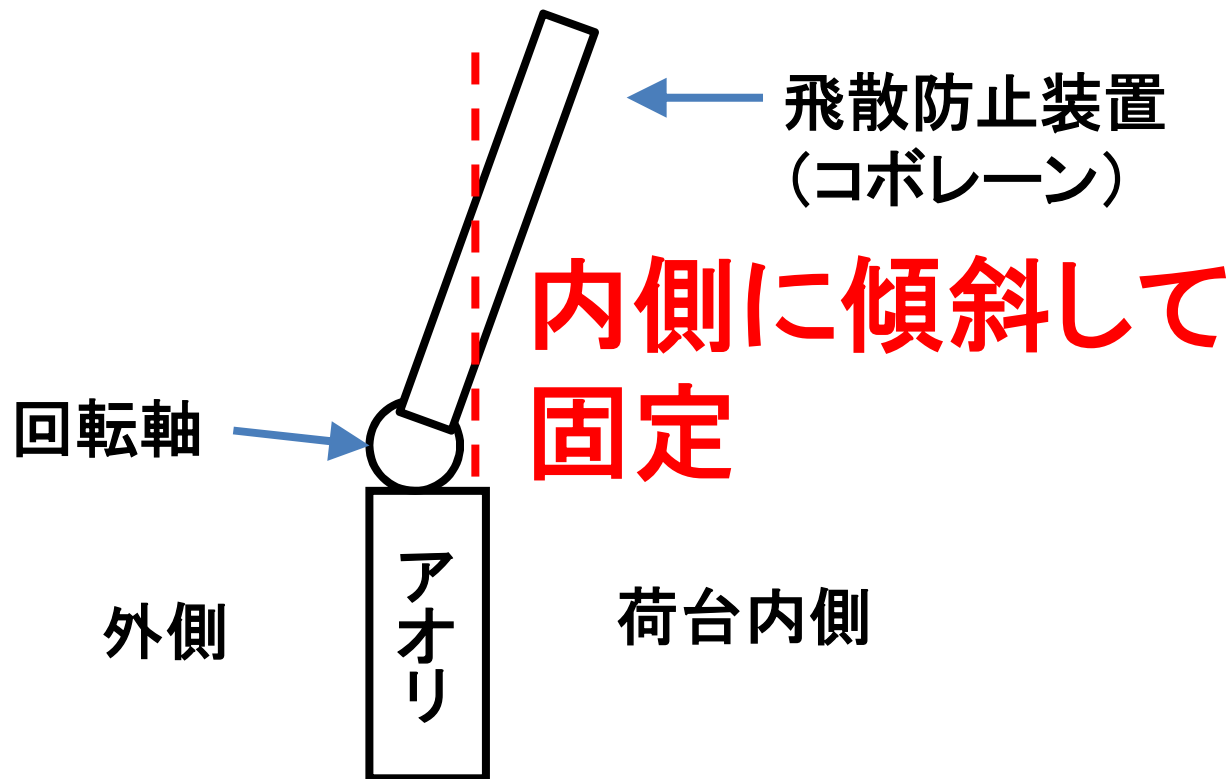


ダンプ車の構造要件について

平成29年4月1日以降の製作車に適用

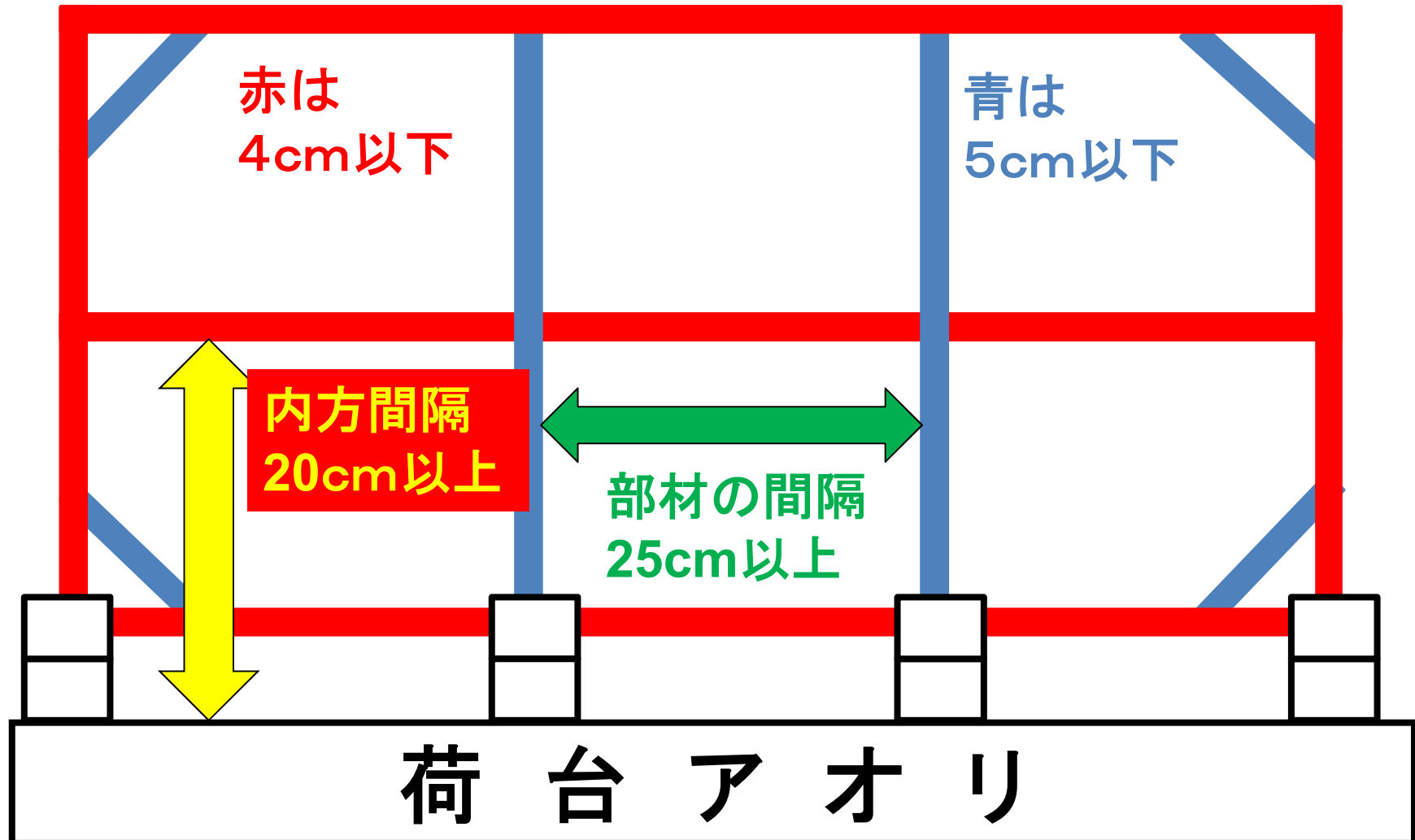
飛散防止装置の固定金具を備える場合にあっては、工具を使用することなく、手で容易に解除できるものであること

なお、固定位置については、アオリ上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること



ダンプ車の構造要件について

平成29年4月1日以降の製作車に適用
詳しくはホームページをご覧ください



ダンプ車の受検時の注意

飛散防止装置に**固定装置が備えられている場合は、固定した状態**で受検してください

飛散防止装置が**電力で作動し、任意の位置で停止できる場合は、垂直又は荷台内側方向に傾斜した位置で停止した状態**で受検してください

上記に該当しない場合は、荷台内側方向に格納した状態で受検してください

継続検査時の注意点について

シート及びシートベルトについて

- ・平成24年7月以降に製作された自動車



- ・シート及びシート取付装置
(性能要件強化)
- ・前向きシートの3点式シートベルト
(装備要件強化)
- ・ヘッドレスト
(性能要件強化)

シート及びシートベルトについて

ヘッドレストの装備要件変更

平成24年6月30日以前

運転席及び助手席に必要(乗車定員11人以上を除く)

- ・小型自動車
- ・専ら乗用の用に供する普通自動車

平成24年7月1日以降

運転席及び助手席に必要

- ・車両総重量3.5t以下の自動車
- ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車

シート及びシートベルトについて

- ・平成24年7月以降に製作された自動車



- ・バス及びトラックのシート及びシート取付装置
(性能要件強化)
- ・横向きシートのシートベルト(装備要件強化)

シート及びシートベルトについて

- ・平成24年7月22日以降に製作された自動車



横向き座席の禁止（乗車定員9人以下に適用）

※貨物自動車、緊急自動車、キャンピング車等は適用除外

シート及びシートベルトについて

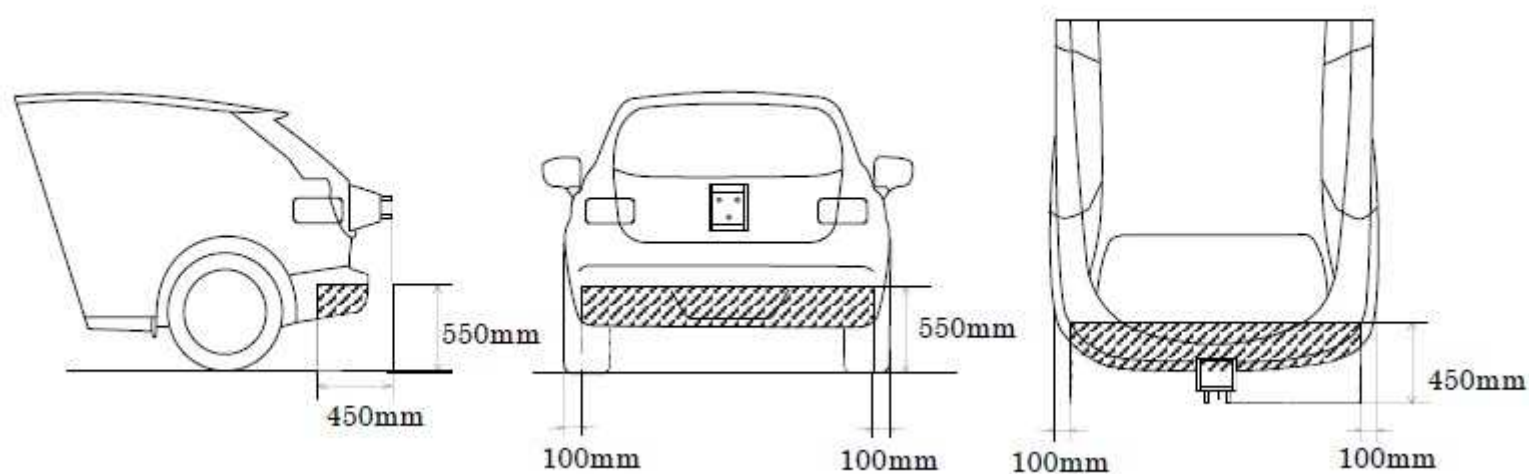
横向き座席の禁止

- ・平成28年7月22日以降
車両総重量3.5t以下の貨物自動車
- ・平成29年7月26日以降
乗車定員10人以上の自動車(立席を有しないもの。)

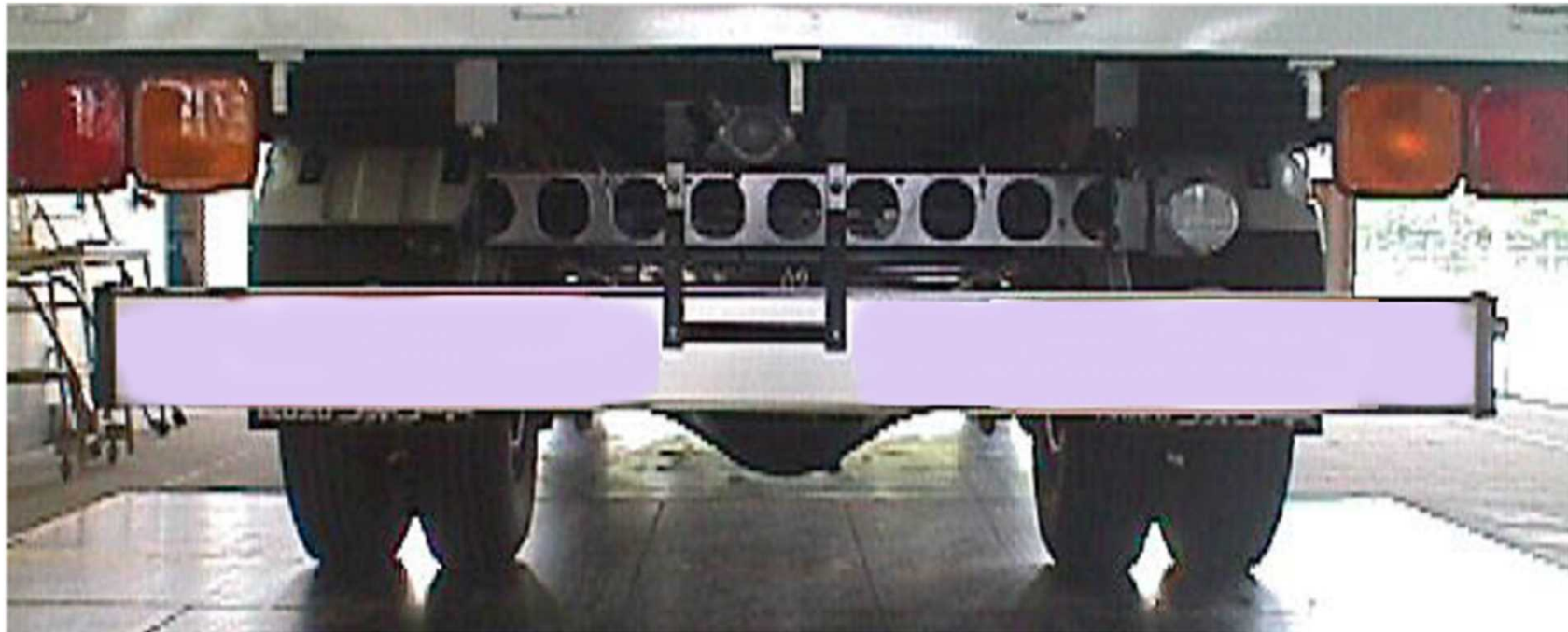
突入防止装置装着の対象車拡大について

突入防止装置の装着について、乗用車をはじめ貨物以外の自動車にも装着が必要となりました

乗用車等モノコック構造の車体を有する自動車の例(指定自動車等)



大型後部突入防止装置について



P165

大型後部突入防止装置について

適用年月日一覧

車両総重量8 t 以上 又は最大積載量5 t 以上	平成4年6月1日
車両総重量7 t 以上	平成9年10月1日
車両総重量3.5 t 超	平成17年9月1日
車両総重量3.5 t 超 であって小型枠のもの	平成19年9月1日
協定規則第58号 (第2改訂版)の適用	平成24年7月11日

前部潜り込み防止装置



P168

前部潜り込み防止装置

- ・平成23年10月1日以降に製作された自動車

適用車種

車両総重量3.5tを超える貨物自動車

※適用除外

- ・全輪駆動車
- ・車両の前部に以下の装置を備えた自動車

除雪装置

散水車又は清掃車の散水用配管及び散水用ノズル

道路作業車の道路清掃用装置

など

ご清聴ありがとうございました



独立行政法人
自動車技術総合機構